

令和2年4月30日

保護者の皆様

篠栗町長 三浦 正  
(こども育成課)

### 認可保育所・認定こども園における家庭保育のお願いについて

保護者の皆様におかれましてはご負担の多い中、家庭保育へのご協力をいただき、心から感謝申し上げます。  
令和2年4月7日に緊急事態宣言が発令され、今後の流行をおさえるためには、すべての国民を対象に「人と  
の接触を8割減らす」ことが重要であるとされました。引き続き感染の拡大防止に向け、篠栗町においても園児  
や保護者の皆様、職員の安全を第一に保育を進めていくために、あらためて保護者の皆様には下記のとおりのご  
協力をお願いします。

#### 記

園児が感染及び濃厚接触者に特定された場合は登園できません。  
また、その家族が感染した場合も登園できません。  
家族が濃厚接触者に特定された場合は、家庭保育をお願いします。  
(濃厚接触者は保健所が特定し、自宅で健康観察が行われます)

#### 1. 出来る限りの「家庭保育」をお願いします

3つの密(密閉空間・密集場所・密接場面)は集団感染を起こしやすいと言われています。感染予防には取  
り組んでいますが、家庭での保育が可能なご家庭については、出来る限り家庭保育をお願いします。

#### 2. 登園に当たっては、健康状態(検温など)の確認をお願いします

体調不良の場合は速やかに保育所等にご連絡下さい。また園児だけでなくその家族にも発熱や咳などの呼吸  
器症状がみられる時は、登園をしないようにお願いします。

(当日の園児の健康状況によっては、園の方から登園を控えていただくようお願いすることもあります。)

#### 3. 新型コロナウイルス感染に関する偏見や差別はあってはなりません

偏見や差別は感染者やその家族の日常を困難にするだけではなく、過度な不安や恐怖を与えます。正確な情  
報を持って対応しましょう。

保護者の皆様には、ご負担をおかけすることになりますがご理解とご協力をお願いします。

【問合せ先】篠栗町こども育成課 こども育成係 TEL 092-947-1372